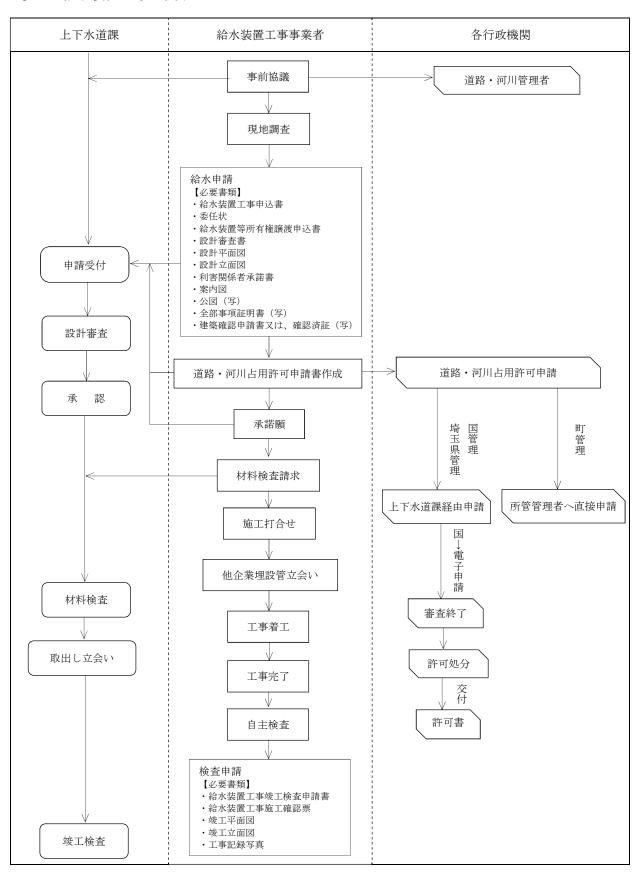
# 第 5 章 手 続

# § 1 給水装置工事に関するフローチャート



# § 2 給水装置工事の申請(上下水道課)

#### 2・1 給水申請の受付

- 1. 申請受付は開庁日とする。
- 2. 申請に係る事前調査において、利害関係人等のある場合は必ず申請前に承諾を受けること。
- 3. 申請書の記載事項(押印を含む)及び添付書類等に漏れのないよう十分注意すること。
- 4. 受付の審査過程において不備を発見した場合は、速やかに修正するとともに、修正完了まで受付を保留する。

#### 「解説]

- 1. について:月~金曜日。但し、祝日を除く。
- 2. について;給水装置の工事に関し利害関係人等その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする(給水条例第13条)。
- 3. について;「第5章3・3(給水申請)」参照
- 4. について;修正は訂正印とし、修正液及び修正テープを使用してはならない。

#### 2 • 2 設計審査

指定事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。(給水条例第7条第2項)。

#### 「解 説 ]

設計審査は、給水装置工事の適性施行の確保を目的とし、設置しようとする給水装置の構造、使用材料及び施工方法が給水条例、上下水道課の定める規定及び基準等に適合していることを確認するために、工事の承認前に管理者が行うものである。

設計審査は、申請者に記載された主任技術者が受けるものとする。但し、申請内容及び施工方法を熟知し、審査・検査方法を理解し、かつ職員の質問に対して適切に回答できる者を代理人とすることができる。なお、管理者の指示により、使用材料の現地による材料検査を求められた場合は、設計審査と同様に扱うものとする。

その他、提出された書類の記載内容及び設計内容に不備があるもの、あるいは設計内容 に支障があると認められた場合、申請手続きを行う主任技術者は、その訂正及び改善方法 について指示に従い、必要箇所の修正を行わなければならない。

#### 2・3 工事の承認

給水装置(量水器を設置する受水槽以下装置も含む。)を新設し、増設・改造・修繕及び 撤去の工事については、管理者の承認を受けなければならない。(給水条例第5条第1項)

#### 「解説]

水道法第16条の2第3項の厚生労働省が定める給水装置の軽微な変更については除く。

#### 2 · 4 材料検査

- 1. 使用材料は、現地にて材料検査を受け、合格したものを使用するものとする。
- 2. 材料検査に際して、工事業者はこれに立会う。立会わないとき、工事業者は検査に対し、異議を申し立てることはできない。
- 3. 検査及び試験のため、使用に耐えなくなったものは、所定数量に算入しない。
- 4. 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷、変質したときは、新品と取替え、再び検査を受ける。
- 5. 不合格品は、直ちに現場より搬出する。

# 「解説]

給水管及び給水用具は、基準省令の性能基準に適合しているものを使用するものとし、 主に配水管への取付口から水道メーターまでの材料検査を行うものとする。

これは、水道事業体ごとに使用(指定)材料が異なることにより、上里町が定める材料が搬入されているかの確認を行うものである。

#### 2・5 取出し立会い

給水装置工事のうち配水管又は他の給水管から分岐して給水管を設ける場合、管理者の立会いを受けなければならない。但し、管理者が必要ないと認めた場合は省略できるものとする。

#### [解 説]

配水管が上下水道課の財産であることのほか、災害防止や漏水時等の復旧工事を迅速に行うためである。また、管理者は取出し立会いの際、他の管との誤接合、給水装置に用いようとする給水管、給水用具及び附属用具、工法等について確認し、必要な指示をすることができる。なお、管理者が主任技術者の立会いを求めるときは、当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者をもって立会いを行うものとする。

# 2・6 しゅん工検査

- 1. 給水装置工事主任技術者は、竣工図等の書類検査、現地検査により、給水装置が構造・ 材質基準に適合していることを確認すること。
- 2. 給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験 (残留塩素測定等)を行うこと。
- 3. 受水タンク類は、築造または据付け完了後に十分清掃した後満水にし、漏水の有無を検査すること。また、満水状態の保持時間は、最小24時間とすること。
- 4. 各器具の使用状況に適応した水量で通水し、系統の異常の有無を検査すること。

# [解 説]

1. について;竣工検査において確認する内容は、表 $5-2-1\sim2$ のとおりである。 該当する検査項目について、検査内容が適切に行われているか事前確認すること。

# 表5-2-1 書類検査

検査項目	検査の内容
<b>冷墨</b> 网	・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。
位置図	・工事箇所が明記されていること。
	・方位が記入されていること。
	・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。
	・道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。
	・隣接家屋の栓番号及び境界が記入されていること。
亚 盂 网	・平面図と立体図が整合していること。
平面図	・隠ぺいされた配管部分が明記されていること。
及び	<ul><li>各オフセットが記入されていること。</li></ul>
立体図	・分岐箇所、接続箇所、屈曲箇所等の位置が明記されていること。
	・各部の材料、口径及び延長が記入されており、
	①給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。
	②構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。
	(水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記)

表5-2-2 現地検査

検	査種別及び検査項目	検 査 の 内 容
		・適切な位置にメーター筺が設置されていること。
		・メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付け
	1. メーター、	られていること。
	メーター用止水栓	・検針、取替に支障がないこと。
		・止水栓の操作に支障のないこと。
屋外の		・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
検 査 	2. 埋設位置	・所定の位置に埋設されていること。
	3. 埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。
	4. 管延長	・竣工図面と整合すること。
	5. 筐類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。
	6. 仕切弁	・スピンドルの位置が弁筺の中心にあること。
		・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。
		・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに、
		直接連結されていないこと。
		・配管の口径、経路、構造等が適切であること。
	1. 配管	・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切
配管		な措置がなされていること。
		・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保
		等がなされていること。
		・クロスコネクションがなされていないこと。
	2. 接合	・適切な接合が行われていること。
	3. 管種	・性能基準適合品の使用を確認すること。
給 水	1. 給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。
用 具	2. 接続	・適切な接合が行われていること。
受水槽	1. 吐水口空間の測定	・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機	能 検 査	・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メータ
		一経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などに
		ついて確認すること。
而	ナ 圧 検 査	・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのな
		いことを確認すること。
水	、質の確認	・残留塩素等の確認を行うこと。

#### 2. について;

- (1) 耐圧試験は次のような手順により行い、試験水圧は1.75MPaとする。 耐圧試験の手順(メーター用止水栓より下流側)
- ①メーター接続用ソケットまたはフランジにテストポンプを連結する。
- ②給水栓等を閉めて、給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。
- ③充水しながら、給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
- ④空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。
- ⑤加圧を行い水圧が 1.75MPa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて 2 分程度その状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。
- ⑥試験終了後は、適宜、給水栓を開いて圧力を下げてからテストポンプを取り外す。なお、 止水栓より上流側についても、同様な手順で所定の耐圧試験を行う。「第4章8・2(水 圧試験)」参照
- 又、分岐部については、穿孔前に 1.75Mpa (17.5kgf/cm²) を 2 分程度、石綿管は、1.0MPa (10.2kgf/cm²) を 1 分間以上水圧試験し、漏水のないことを確認した後に穿孔すること。
- (2) 水質について、表5-1-3の確認を行うこと。

表5-2-3 水質の確認項目

項目	判定基準
残留塩素 (遊離)	0.1mg/Q以上
臭 気	異常がないこと
味	<i>II</i>
色	<i>II</i>
濁り	<i>II</i>

# § 3 給水装置工事の申請(給水装置工事事業者)

3・1 給水申請の事前協議

事前協議に必要な水道計画書類は、次によること。

- (1) 工事計画書
- (2) 給水配管図
- (3) 水理計算書
- (4) その他管理者が必要と認める図書

#### [解 説]

- (1) 給水装置の用途、設置場所、申請者名、事業者名、工事概要を記載したもの。
- (2) 給水管の口径、管種、延長、経路及び給水用具等の位置が把握できるもの。
- (3) 水道メーター口径は、計画する給水方式に対して適切な水理計算を行ない、選定すること。

#### 3 · 2 現地調査

- 1. 給水装置の設置を計画するに当たり、現地の状況を十分に調査しなければならない。調査に当たっては、計画・設計に必要な基礎資料として現場及び配管状況等に関する情報を収集すること。
- 2. 地下埋設物は、事前にその有無を調査するほか、必要に応じて埋設物管理者の立会いを 求めること。

#### 「解説]

- 1. について;
- (1) 現場状況に関する情報収集は次のとおりとする。
- ① 工事場所
- ② 道路状况(道路種別(公道·私道)、幅員、舗装状況)
- ③ 施工環境(施工時間、関連工事、交通対策)
- ④ 工事に関する同意承諾の確認 (土地使用同意、分岐同意等)
- ⑤ 工事場所の標高
- (2) 配管状況に関する情報収集は次のとおりとする。
- ① 配水管の情報(口径、管種、布設位置、水圧、分水可能かどうか)
- ② 使用計画(目的(事業·住居·特殊施設)、使用人員、延床面積、取付栓数)
- ③ 負担金等の有無
- 2. について;他企業埋設管照会は、下水道、ガス、電気、電話、通信線等の布設位置とする。

# 3 · 3 給水申請

給水装置工事をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申 し込み、その承認を受けなければならない(給水条例第5条)。

# [解 説]

給水申請において必要な書類は、表5-3-1のとおりである。

表5-3-1 給水申請に必要な書類

No	必要書類	備考			
ア	給水装置工事申込書	必須			
イ	委任状	"			
ウ	給水装置等所有権譲渡申込書	"			
エ	設計審査書	"			
オ	設計平面図	"			
カ	設計立面図	"			
キ	利害関係者承諾書				
ク	案内図				
ケ	公図の写し				
コ	全部事項証明書の写し				
サ	建築確認申請書又は、建築確認済証の写し				
シ	道路・河川占用許可申請書				
ス	承諾願				
セ	標準土工図				

ア:給水装置工事申込書は、次のとおりとする。

収受欄 上里町 給水装置 28・5・20 受第〇〇 号

									A 4版
	課	長	課長補佐	係	長	水技管	合	議	
ľ									

# 給水装置工事申込書[正·副本各1部]

平成〇〇年 〇月 〇日

副本は審査後、返却します

上里町上下水道事業管理者 上里町長 上里太郎 様 申込時に記入済みであること 記入方法の指示を受けること

(法人は所在地、名称、代表者名) 住 所 **上里町大字神保原町123-4** 

フリガナ ナガハマ イチロウ (必ず記入する)

申込者(装置所有者)氏 名 **長浜 一郎**(個人は自署) ® 電 話 0495-12-3456 個人は認印可 法人は登記印

水道事業給水条例に基づき、下記のとおり給水装置の工事を申込みます。 なお、給水装置の工事及び管理並びに利害関係に係る一切の責任を負います。

#### この欄は受付職員が記入します

お客様番号	*	台帳記録	収	納	申込審査	設計審査		
改造は記入	量水器口径	水道加入金	円					
1 2 3 4 5	φ mm	審査手数料	円					
工事施行場所	上里町大字七 地】	本木567-8	国区	整理、分割	簔の場	合	【 <mark>A</mark> 街区-	8 画
	■新設【 ¢ 2 (	m■専用住宅□⋬	<b>€合住宅□</b>	店舗口工場	□農♭	也□		]
工事の種別	□改造(増設台	宮)[□増径・□減	径φ m	${ m m}  ightarrow \phi$	mm]	メー	タロ径変更	
	□撤去【φ	mm分水閉止により	)給水契約	を解除】給	水装	置所有	権の喪失	
工事の原因	■通常工事	□開発・分譲 □⊄	公共事業に	よる移転				
工事予定期間	平成28年	6月から平成28	8年11月	まで				
給水方式の区分	■直結給水							
	□受水槽給水【□専用水道□簡易専用水道□小規模水槽(有効容量 t)】							
添付書類	■委任状 ■第	案内図 ■設計審査	上書 ■平	面図 ■立	面図	■公	図(写)	
	■利害関係者を	★諾書 □登記簿	≸本 □建	築確認				

上記申込みのとおり承認します。

 平成〇〇年 〇月 〇日
 申込時に記入済みであること

 申込者(装置所有者)
 長浜 一郎

 様
 上里町上下水道事業管理者

 上 里 町 長 上 里 太 郎回

※鉛筆書きは不可とする。修正は訂正印を使用し、修正液及び修正テープを使用してはならない。

イ、ウ:委任状、給水装置等所有権譲渡申込書は、次のとおりとする。

# 委 任 状 [正本1部]

A 4 版

給水装置工事の申込みに関する一切の件を上里町指定給水装置工事事業者 (所在地、名称、代表者名)

上里町大字七本木910-11 株式会社 帯刀水道 代表取締役社長 帯刀次郎

**@省略** 

記入はパソコン入力、ゴム印を可とする

に委任します。

平成〇〇年 〇月 〇日

住 所 上里町大字神保原町123-4

申込者(装置所有者) フリガナ ナガハマ イチロウ ((必ず記入する)

氏 名 長浜 一郎 (個人は自署) ⑩

.....

# 給水装置等所有権譲渡申込書

譲渡申込みの有無は、各市町村に必ず確認してください。

この度、私は給水装置の新設等の申込みにあたって、公道等に布設する給水装置 等の所有権を**上里町**水道事業に譲渡いたします。

なお、当該給水装置等の維持管理は、上里町でお願いいたします。

平成〇〇年 〇月 〇日

上里町上下水道事業管理者 上 里 町 長 上 里 太 郎

住 所 上里町大字神保原町123-4

申込者(装置所有者) フリガナ ナガハマ イチロウ (必ず記入する)

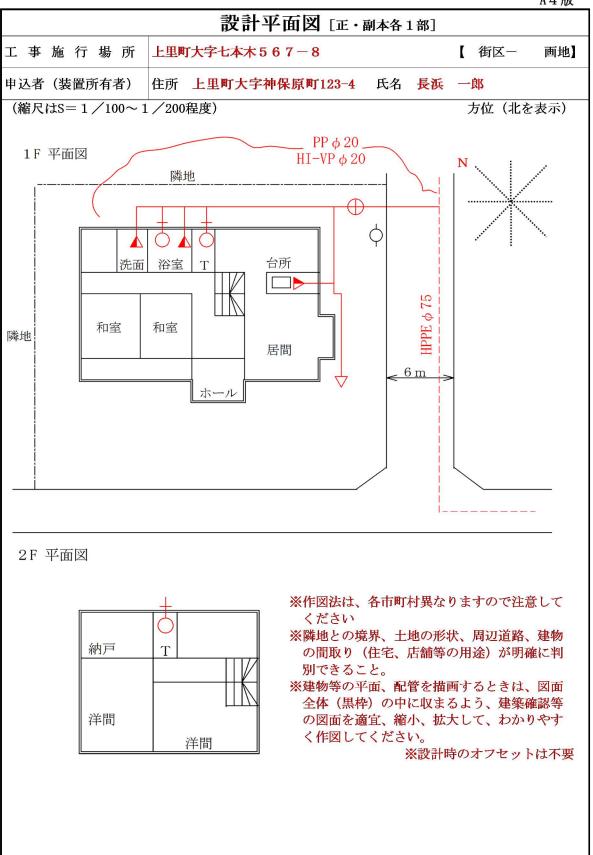
氏 名 長浜 一郎 (個人は自署) ⑩

A 4 版

#### 設 計 審 査 書[正·副本各1部] 平成〇〇年 〇月 〇日 所在地 上里町大字七本木910-11 指定工事業者 名 称 株式会社 帯刀水道 代表者 代表取締役社長 帯刀次郎 工 事 施 行 場 所 上里町大字七本木 5 6 7 - 8 【A街区- 8 画地】 申込者(装置所有 氏名 長浜 一郎 住所 上里町大字神保原町123-4 者) 使用材料一覧表 【主任技術者 三町 三郎 規格・材質 単位数量 名 称 製 造 者 名 摘 要 給水管 ○○樹脂 指定材料 PP $\phi 20$ 8 m II . HIVP $\phi$ 20 12 IJ m $HIVP \phi 13$ m 20 継手 エルボ PP $\phi 20$ 2 IJ 分岐サドル $\phi 100 \times \phi 20$ 個 1 〇〇工業 認証品目 混合水栓 $\phi 20$ 個 2 " 〃 シャワー付 $\phi 20$ 個 1 IJ IJ ボールタップ φ 13 φ 13 胴長水栓 個 1 IJ IJ 水栓柱 個 1 IJ IJ 特記事項

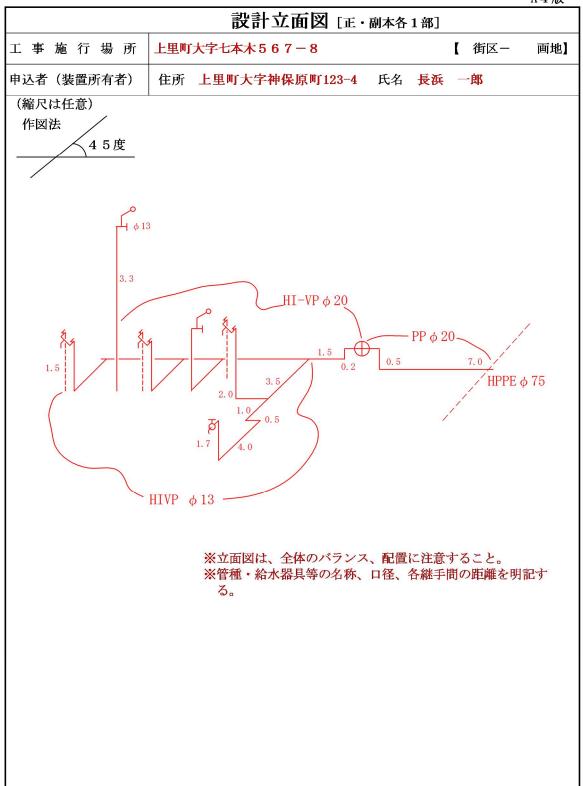
<sup>※</sup>記載漏れがないように注意すること。

A4版



※他企業埋設管、既設管の種類・口径・深さを記載すること。

A 4 版



※所定の大きさに納まらない場合は、分割しないで任意の様式に記載すること。

# (図記号)

設計図の記号は、次の各号によるものとする。

管種の記号

表5-3-2 管種の記号表

管種	記号	管種	記 号
鋼管	SP	硬質塩化ビニル管	VΡ
ステンレス鋼管(SUS-316)	SSP-B	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
亜鉛メッキ鋼管	G P	鋳 鉄 管	CIP
波 状 管(SUS-316)	CSST	ダクタイル鋳鉄管	DIP
ビニルライニング鋼管B	SGP-VB	GX形・ダクタイル鋳鉄管	DIP-GX
フレキシブル継手 FJ-A	FJ-A	NS形・ダクタイル鋳鉄管	DIP-NS
フレキシブル継手 FJ-B	F J - B	K形・ダクタイル鋳鉄管	DIP-K
フレキシブル継手 FJ-C	FJ-C	A形・ダクタイル鋳鉄管	DIP-A
鉛管	LP	石 綿 管	ACP
銅管	СР		

# 水栓及び器具類の記号

# 図5-3-1 水栓及び器具類の平面記号

水栓器具類	記 号	水栓器具類	記 号
量 水 器		逆止弁•減圧逆止弁	
仕 切 弁	<b>──</b> ₩──	安 全 弁	
ストップバルブ	<u> </u>	自動圧力調整弁	
甲 止 水 栓		コンクリート柱	
乙・丙止水栓		散 水 栓	$\overline{}$
消火栓(単 口)	<del></del>	水 呑 栓	O
" (双 口)	—O—	混合水栓	<b>─</b>
" (地上式)		ボールタップ	
" (室 内)		フラッシュバルブ	——————————————————————————————————————
空気弁(単 口)	—— <u></u>	フレキシブルジョイント	
" (双 口)	—— <b>©</b> ——	ガス湯沸器	
排 水 弁		電気温水器	<b>─</b>
栓 (プラグ)	D	石油湯沸器	O
水栓外立上り	$\longrightarrow$	定 水 位 弁	T+O
水栓内立上り		その他の特殊器具	S
防 護 管		片 落 管	
ブースターポンプ	——BP—	ヘッダー	

# 図5-3-2 水栓及び器具類の立面記号

胴	横	自	立	散	衛	水	万	カッ	混	シ	ガ	分	地	ア立	アボ	タン	小小 便	管
長		在			生	呑	能ホ	プリン	合	ャ	ス	岐	上式	グ	マー グル	クレ	クラック	の
水	水	水	水	水	水	水	ム	グ付き	水	ワ	湯沸	水	消火		バタ	1 1	ッシュ水 バ	交
栓	栓	栓	栓	栓	栓	栓	水栓	付き水栓	栓	1	器	栓	栓	ル ブ栓	, ,	イレ	ル ブ栓	差
怀	Image: control of the	لي	F	至	侼	9-	占	宀	<b>1</b>	ᇈ	<b>W</b>	14 <u>5</u>	4	ᇫ	م	9	LЬЛ	Ħ
						H								'				
ı	Į į	l	ļ	ı	I		I	ı	l i	I	ı	l		l		l	I	

		A 4 版
利害関係者	承諾書[正本1部]	
申込者(装置所有者)住所 <b>上</b> 氏名 <b>長</b>		
私は、上記の者が上里町大字七本木567-8 する給水装置工事に関し、下記のとおり承諾いる		いて施行
平成 年 月 日		
■私所有の土地( <b>上里町大字七本木 5 6 7</b> − 8	8 番地)を使用することについて	
所有者 住所 <b>上里町大字神保原 5 6 7 − 8</b> □私所有の土地(	氏名 <b>神保原 四郎 (個人</b> 番地)を使用することについて	は自署)回
所有者 住所	氏名	
□私所有の土地(	番地)を使用することについて	
所有者 住所	氏名	
□私所有の土地(	番地)を使用することについて	
所有者 住所	氏名	
□私所有の家屋(工作物)を使用することについ		
所有者 住所	氏名	
□私所有の家屋(工作物)を使用することについ	って	
所有者 住所	氏名	
■私所有の給水装置(共用管)から分岐引用する	ことについて	
所有者(お客様番号 <mark>00123</mark> )		
住所 上里町大字神保原 5 6 0 − 1 □申込者(装置所有者)の代理人(給水区域内在		自署)❶
代理人 住所	氏名	
 □申込者(装置所有者)が所有する装置の管理人	に選任されることについて	
管理人 住所	氏名	

- ※ 土地、家屋、共用給水管の所有者が申込者と同一人の場合は、押印を省略することが
- ※ 分岐にあたって、給水装置(共用管)の共有者等利害関係者が複数存在する場合は、 別途添付すること。

# ①土地使用承諾

・給水装置の施工場所が申込者(給水装置所有者)以外の土地に給水管を布設する場合は、 住所、氏名を記入し捺印する。

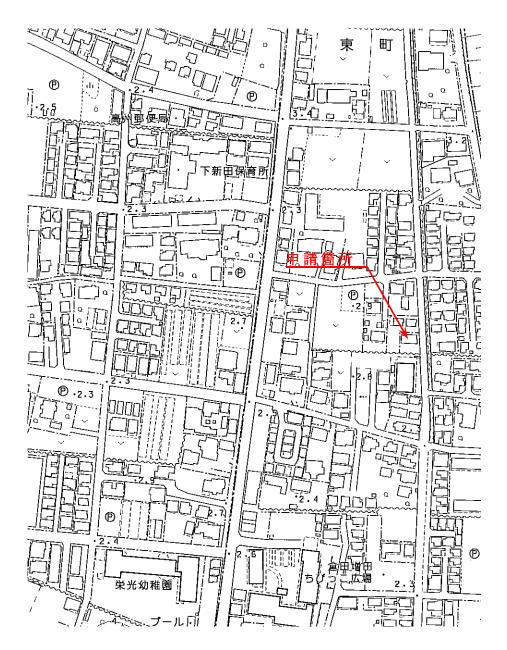
# ②家屋(工作物)使用承諾

・家屋(工作物)の所有者が申込者(給水装置所有者)以外の場合は、住所、氏名を記入し 捺印する。

# ③分岐引用承諾

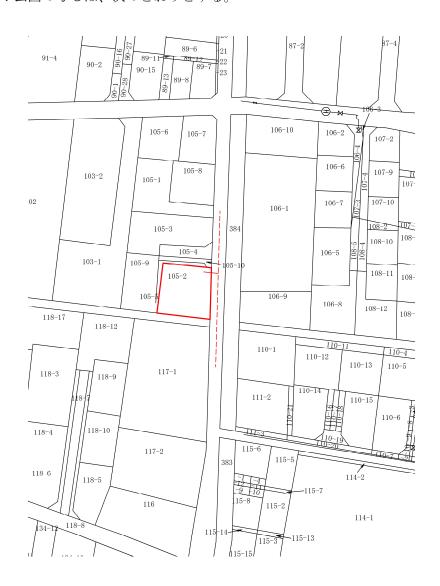
- ・他の給水装置より分岐、又は増径する場合に他の給水装置所有者から住所、氏名を記入し 捺印する。
- ※分岐、又は増設するにあたり主任技術者の水理計算及び現地調査の判断において決定をし、 分岐、増径承諾権者に対し十分説明を行うものとする。

ク:案内図は、次のとおりとする。



- ※様式は、指定しないので任意のものを使用する。
- ※縮尺 1/2,500~3,000 程度のA4版を添付する。
- ※裏面に工事施行箇所及び申込者の氏名を記入すること。 (紛失防止のため)
- ※方位は、原則、上を北とし、給水装置の設置箇所は赤書きで明確に記入すること。
- ※必ず目標物(公共施設、店舗等又は信号機付交差点)が表示されていること。
- ※給水管を全面道路から分岐するとき以外は、案内図に赤書きで経路を記入すること。

ケ:公図の写しは、次のとおりとする。



- ※提出の有無は、各市町村に必ず確認する。
- ※各市町村税務担当課又は法務局出張所において、発行したもの、若しくはそれら公図の写 しとする。
- ※縮尺 1/500~600 程度の A 4 版を添付すること。
- ※裏面に工事施行箇所及び申込者の氏名を記入すること。 (紛失防止のため)
- ※方位は、原則、上を北とする。
- ※位置関係が把握できるよう配管の位置を赤書きで表示する。
- ※申請地を朱書きで囲み、取出し位置から量水器まで新設管の位置を朱書きで記載すること。

#### コ:全部事項証明書の写し

・申請申込日時点で施工場所の土地所有者が分かるものとする。

# サ:建築確認申請書又は、建築確認済証の写し

・申請申込日時点で施工場所の家屋所有者が分かるものとする。

# 3 • 4 承諾願

給水装置工事に使用する材料については、管理者の指示により承諾願書を提出し、承諾を 得なければならない。

# [解 説]

承諾願書に承認図を添付すること。 承諾願において確認する内容は、次のとおりである。

承 諾 願 書 (正本·副本各1部)

平成 年 月 日

検 査 職 員 様

所在地 指定工事業者 名 称 代表者

(EII)

工事施行場所	
申込者(装置所有者)	

下記の工事材料を使用したいので承諾願います。

使用材料一覧表	【主任技術者
区川竹竹 見私 '	▲   X    TE

使用材料	形状・寸法	製造会社名	納入会社名	備考

上記一覧表のとおり承諾します。

平成 年 月 日

検査職員

# 3 • 5 材料検査請求

管理者の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格 したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受 注者の負担とする。(上里町建設工事請負契約約款第13条第2項)

#### 「解説]

材料検査請求において確認する内容は、次のとおりである。

# 材料検査請求書(正本・副本各1部)

平成 年 月 日

検 査 職 員 様

所在地 指定工事業者 名 称 代表者

ED

下記工事材料について、検査を請求します。

記

工事施行場所 申込者(装置所有						
使用材料	形状・寸法	単位	数	量	備	考

上記の資材は検査の結果、合格したことを認めます。

検査職員 印

#### 3・6 施工打合せ

工事に先立ち施工計画書を管理者に提出し、これに基づき、工事の施工打合せを行う。なお、簡易な工事等で管理者の承諾を得た場合は、施工計画書の一部を省略することができる。

#### 「解説]

施工計画書の内容については、工事概要、計画工程表、施工体制、施工方法、品質管理、 交通・安全管理等を具体的に定めたものとする。

# 3・7 他企業埋設管立会い

地下埋設物種別の確認は、各地下埋設物管理者の立会いのもとで行う。

#### 「解説]

地下埋設物の種類、管種等の確認は、他事業者に事前照会を行い必要に応じて、立会いを求めること。(他事業者の問い合わせ先は「第2章2 基本調査」参照)

# 3・8 工事着工

工事を開始すること。

# [解 説]

工事業者は、工期の開始日後、速やかに工事に着手すること。

#### 3・9 工事完了

工事が終わること。

#### [解 説]

工事業者は機器、余剰資材、残がい及び各種の仮設物を片付け撤去し、現場及び工事に 係る部分を清掃し、且つ、整然とした状態にしなければならない。ただし、設計図書にお いて残置するとしたものを除く。

また、工事検査において梯子等が必要な場合は、管理者の指示に従って残置し、検査終了後撤去すること。

#### 3 · 10 自主検査

施工者である工事事業者自らが検査をすること。いわゆる社内検査を行うものとする。

# 3 • 1 1 検査申請

給水装置工事のしゅん工検査を受けようとするときは、しゅん工図書を添えて管理者に申請しなければならない。また、検査の結果手直しを要求されたときは、指示された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。(給水条例施行規定第16条)。

#### 「解説]

検査申請において必要な書類は、表5-3-3のとおりである。

表5-3-3 検査申請に必要な書類

No	必要書類	備考
ア	給水装置工事竣工検査申請書	
イ	給水装置工事施行確認票	必 須
ウ	竣工平面図	必 須
工	竣工立面図	必 須
オ	工事記録写真	必須

ア:給水装置工事竣工検査申請書は、次のとおりとする。

収受欄
上里町へ、給水装置へ、
28・10・15
受第〇〇 号

							Α	4 版
課	長	課長補佐	係	長	水技管	合	議	

# 給水装置工事竣工検査申請書 [正·副本各1部]

上里町上下水道事業管理者 上 里 町 長 上 里 太 郎 様 申込時に記入済みであること 記入方法の指示を受けること

平成〇〇年 〇月 〇日

所在地 **上里町大字七本木910-11** 指定工事業者 名 称 **株式会社 帯刀水道** 代表者 **代表取締役社長 帯刀次郎** 

下記のとおり、給水装置工事が竣工したので検査を申請します。

この欄は受付職員が記入します 番号・日付を記入 お客様番号 申込書収受日 ※収納事項 台帳記録 収 納 申請受付 検査受付 改造は記入第 ○ ○ 号 量水器口径 φ 20 mm 検査手数料 2,000 12345 | 平成 年 月 日 申込者(装置所有者) 住所 上里町大字神保原町123-4 氏名 長浜一郎 工事施行場所 上里町大字七本木567-8 区画整理、分譲の場合 【 A 街区 - 8 画地 】 □新設【 \$\phi\$ 20 mm】 工 事 の 種 別 □改造(増設含)【□増径・□減径 φ mm → φ mm】メータロ径変更 □撤去【分水閉止による給水契約の解除】 給水装置所有権の喪失 添付書類□平面図□立面図□工事施行確認票□工事記録写真 竣工検査結果通知 この欄は受付職員が記入します 施行完了年月日 平成 年 月 日 検査職員 職名 氏名 上記工事の竣工検査を行った結果、合格したので通知します。 申込時に記入済みであること 平成 年 月 日 記入方法の指示を受けること 上里町上下水道事業管理者 上里町長 上里太郎 回

※鉛筆書きは不可とする。修正は訂正印を使用し、修正液及び修正テープを使用して はならない。

# 給水装置工事施行確認票[正本1部]

A 4版

工事施行場所	上里町大字七本木567-8	【 街区- 画地】
申込者 (装置所有者)	住所 上里町大字神保原町123-4	氏名 長浜 一郎

- **調査**□道路等工事箇所の構造及び既設水道管、他企業者が管理する埋設物の有無並びに周辺の状況、計画使用水量等の把握をすること。
  - □水道事業者及び各行政機関との連絡調整、協議及び許可等の有無を確認すること。
- 図面□工事箇所が確認できるよう、道路等の経路、目標となる建物等が記入されていること。 □方位、土地、建物の位置、構造及び道路等周辺の状況がわかりやすく描画されている こと。
  - □平面図、立面図双方が整合し、配管の経路、口径、材質、延長が記入されていること。
  - □メーター、止水栓の位置がオフセット図に記入されていること。
  - □分岐部から末端の給水用具等までの区間に構造及び材質の基準に適合した材料を使用 し、かつ適切な工法がとられていること。
  - □分岐部からメーター付近までの区間に指定材料が使用されていること。
- 現場□給水管の□径、延長、経路及び給水用具等の位置が竣工図と一致すること。
  - □メーター及び止水栓(筐、桝類を含む)は、逆付け、片寄り、傾きがなく、水平に取付けられていること。
  - □メーターの位置は、損壊のおそれがなく、検針、交換に支障がないこと。
  - □給水管は、所定の埋設深さが確保されていること。
  - □配水管に影響を及ぼすおそれのあるポンプが直接連結されていないこと。
  - □水の汚染、破壊、浸食、逆流、凍結等の防止対策がなされていること。
  - □クロスコネクション(誤接合)がなされていないこと。
  - □給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用され、適切な接合がされていること。
- 機能□通水後、給水用具からの吐水量及びメーター、給水用具の動作状態を確認する。
- 耐圧□充水、空気の排気、加圧(1.75Mpa、2分程度)、継手部分の脱落その他異常のないことを確認すること。
- **水質**□水栓から採水し、臭気、味、色、濁り、遊離残留塩素 (0. 1mg/l以上) を確認する こと。

上記のとおり、水道事業者との連絡調整及び工事に関する技術上の管理並びに構造及び材質の 基準に適合していることの確認その他の施行状況について、確認しました。

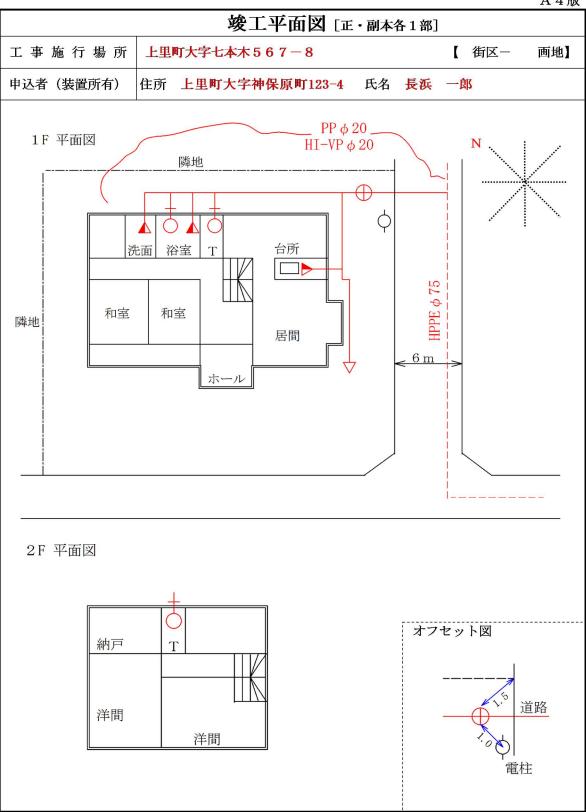
平成〇〇年 〇月 〇日

※以上の欄は主任技術者がチェックをし、現地等において 検査職員に提出すること(詳細は各市町村の指示による)

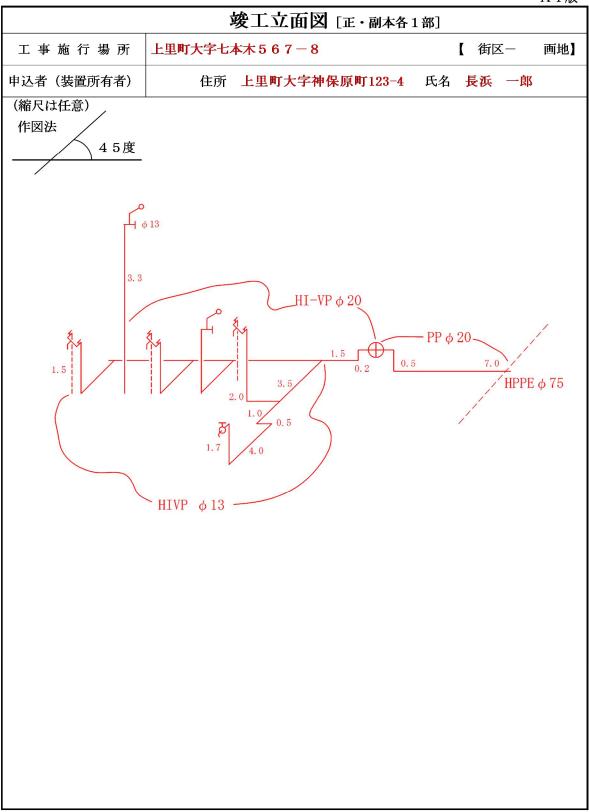
上里町上下水道課検査職員 様

指定工事業者名 株式会社 帯刀水道 主任技術者氏名 堤 六郎





A4版



# 才:工事記録写真

- ・完成現場と竣工立面図を合致させること。
- ・工事記録写真撮影方法は次のとおりとする。
- (1) 小黒板に工事日・お客様番号・氏名・工種・撮影箇所・工事店名を記載し撮影すること。
- (2) 撮影箇所が暗くならないようフラッシュ撮影又は、ライト等を使用し撮影すること。
- (3) 標尺とカメラ位置が水平で撮影すること。
- (4) 標尺の数字が読める大きさで撮影すること。
- (5) 標尺が床均しされている箇所に据えて撮影すること。
- ・撮影箇所は、表 $5-3-4\sim5$ のとおりである。

表5-3-4 工事記録写真撮影 [道路内工事]

	-	LD D / Advent	range la	提出	写真
	工種	撮影箇所	留意点	道路管理者	上下水道課
_	現場概況	着工前	- 同アングルで全景撮影	0	0
般	光场形式几	完成後	円/ ング/レビ土泉(取別	0	0
安全	安全管理	各種標識類、保安施設設置状況 交通誘導警備員、交通整理状況		0	
		舗装取壊し状況		0	
	掘削工	掘削状況(機械、人力の別)		0	
		掘削深さ、幅		0	
土		山砂(路床)転圧状況 (通常)	県道) 一層20cm以下 町道) 一層30cm以下 (管上のみ)	0	Δ
	工  埋戻工	山砂 (路床) 転圧状況 (伏越し)	県道) —層 2 0 cm以下 町道) —層 3 0 cm以下 (管上のみ)	0	Δ
	管明示 シートエ	埋設シート敷設状況			0
	布設工	土被り、埋設位置		0	0
	L±	インコア取付け状況	全ての取付箇所 (民地内含む)		0
配	接合工	防食フィルム巻き立て状況	全ての接合部(砲金製は除く)		0
管工	補修工	圧着箇所			0
工	サドル分水栓	離隔状況	継手部から30cm以上		0
	建込工	取付状況	既設配水管の埋設深度確認 管上に垂直に標尺 チーズも同様	0	0

					0
		ドリル・カッター形状	先端状態が分かる程度		Δ
		抜き取りコア			0
		密着コア取付け状況			0
		防食フィルム巻き立て状況	分水止めサドル含む		0
		不断水穿孔前	1.75Mpa 2分程度		0
	水圧試験工	配管	第4章8・2(水王試験) 参照		
		#-1-71757	下層)一層20㎝以下	0	Δ
	路盤工	転主状況 	上層)一層15㎝以下	0	Δ
舗		密度測定	指示による	$\circ$	
装	##	転王状況	一層7cm以下	0	
エ	基層工 表層工	温度測定(初転圧前)	120℃以上	0	
	2	密度測定	指示による	0	
	区画線工	施工状況			0
	識別マーカー 布設工	施工状況	埋設深度 6 O cm		0
その他	他企業埋設管	埋設状況	位置・埋設深度		0
]	路面明示	舗装仮復旧箇所「仮復旧中」印字状況	第4章2·3(道路復旧) 参照	0	

<sup>※</sup>その他、管理者が必要とする写真は、別途提出すること。

# 凡例

0	必須
$\triangle$	上下水道課指示による

表5-3-5 工事記録写真撮影 [民地内工事]

			require la	提出	写真
	工種	撮影箇所	留意点	道路管理者	上下水道課
	掘削工	掘削深さ、幅			Δ
土	埋戻工	発生土 (路床) 転圧状況			Δ
工	管明示シート エ	埋設シート敷設状況	メーター手前まで		Δ
	布設工	土被り、埋設位置			0
	拉入工	接合状況			Δ
配	接合工	防食処理状況			Δ
管	補修工	圧着箇所			0
エ	水圧試験工 (1.75Mpa 2 分程度)	メーター2次側	水圧が分かるように撮 影する		0
	EI L.DDAA	メーターボックスの設置状況	設置位置、開閉方向が 分かるように撮影する		0
	量水器筐	止水栓、逆止弁の設置状況	設置位置、方向が分か るように撮影する		0
その	40 Jam 8	各器具の接続部分			$\triangle$
他	給水用具	器具の設置状況			$\triangle$
	77.J.+#	吐水口、排水口空間			0
	受水槽	定水位弁			0
舗	路盤工	転王状況	現況復旧とする		Δ
装工	表層工	転王状况	現況復旧とする		Δ

<sup>※</sup>その他、管理者が必要とする写真は、別途提出すること。

# 凡例

7 - 1/3	
0	必須
$\triangle$	上下水道課指示による

# 工事記録写真(鑑)

工事記録写真

お客様番号 00123456

工 事 箇 所 上里町大字○○番地

施工完了年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

工事店名 ○○設備工業 ⑩

# 小黒板記載事項

工 事 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

お客様番号 00123456

氏 名 上里 太郎

工 種 布設工

撮影箇所 埋設位置·深度

工事店名 ○○設備工業

# § 4 各行政機関

# 4・1 道路等占用許可

- 1. 道路占用
- 2. 占用許可申請
- 3. 土地区画整理地内の占用許可
- 4. 町所管の水路、河川敷(保全区域を含む)の占用許可
- 5. 国土交通省直轄管理区間の国道の占用許可
- 6. 工事申請から許可までの処理期間

#### [解 説]

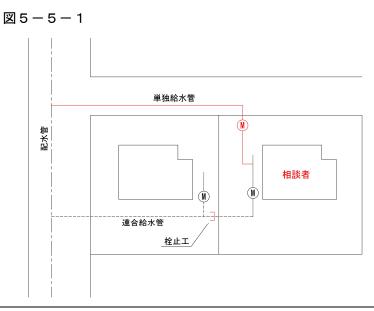
- 1. について;「道路法」第32条の規定により、道路に工作物や施設等を設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。したがって、配水管及び給水管等の埋設・撤去を行う場合には、事前に道路管理者である国、町等から道路占用許可を受けなければならない。
- 2. について;占用許可が必要な場合は、申請者は給水装置工事の申請と同時に占用許可申請 の必要書類を作成する。なお、道路管理者からの占用許可条件に係る責務は申請者及び指 定事業者が負うものとする。
- 3. について; 許可申請方法は町道と同じとする。申請地においては、街区番号も記入すること。
- 4. について;許可申請方法は町道と同じとする。
- 5. について;国土交通省直轄管理区間の道路占用及び掘削工事施工許可手続きは、事前に上下水道課と調整のうえ、必要な図書及び図面を作成すること。
- 6. について; 町道及び町管理区間の県道道路占用の許可に要する日数は、道路管理者が定めた期間となる。また、国土交通省直轄管理区間の国道道路占用の許可に要する日数は、1 ケ月以上となるので十分留意すること。

# § 5 給水装置工事 お客様対応マニュアル

# 5・1 給水引込み編

◆既設引込管の一部が他人名義の土地を通っている水道管を解消したいので、単独で引込み 直しをしたいが、その場合の費用負担は?

説明:原則、自己負担になります。但し、当時の給水申請台帳に土地所有者の同意等が書 面で確認できる場合には、土地所有者又は、同意者の方と協議して下さい。



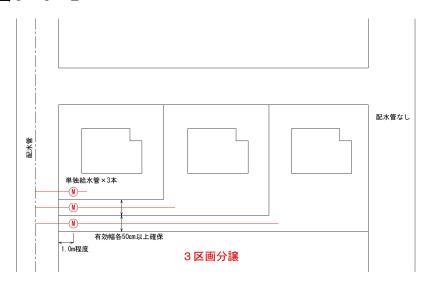
# ◆複数の区画に一方から引込みしたい場合は?

説明:分筆による旗竿区画にして下さい。(図5-5-2)

# ◆その場合、量水器の設置場所はどこにすればよいのか?

説明:官民境界から 1.0m 程度離れた箇所に設置して下さい。ただし、車両等が乗り上げてしまう場合は、延長 10m 程度であれば建物側に設置可能です。





◆申請区画に HIVP が引き込まれているが、その既存管から布設する場合の管種は?

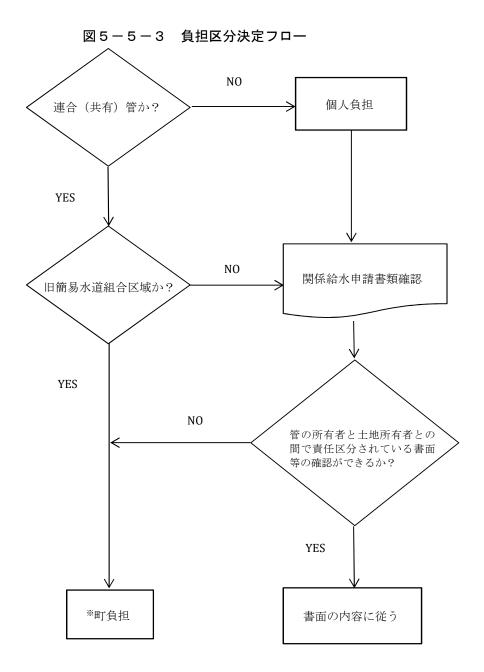
説明:既存管と同じ管種か、PP管で布設可能です。

◆敷地内に別途で加入予定だが、母屋に引き込まれている給水管のメーターの手前から分岐 してよいのか?

説明:原則、本管からの分岐になります。ただし、分岐引用承諾等の条件が整えば、その限りではない。(「5-16 ③分岐引用承諾」又は「親子関係の加入金取り扱い」参照)

◆敷地内に他人の水道管が埋設されているが町負担で移設してもらえるのか?

説明:図5-5-3のとおりとする。



※原則、物理的に支障があると判断される場合に限り町負担で移設する。

◆物理的支障とは、どの様な場合か。

説明:これから敷地を利用するに当たり建物、附帯工作物(ブロック塀、門柱等)、 浄化槽を建築・設置するのに水道管が支障になる場合になります。 売買目的や相続の事由は除きます。なお、必要に応じて土地利用計画図の提出 を求める場合があります。

◆上里町の指定管種を教えて下さい。

説明:  $\phi 13 \sim \phi 50$  ポリエチレンパイプ1種二層管 (PP)  $\phi 75 \sim \phi 150$  水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)

◆第1止水栓を設置する基準を教えてください。

説明:道路内の引込み延長が50mを超える場合と連合引込みを行う場合になります。 設置位置は配水管分岐部箇所から近接に設置し、バルブ操作するうえで一般交通に 支障を与えない位置。

◆複数の区画に連合引込みをしたいが、連合管の口径指定はあるのか。

説明:連合管の給水口径は、水理計算により決定して下さい。ただし、最低口径はφ30 になります。

# <解説>

上下水道課が形式承認する第1止水栓は $\phi$ 30からの製造品により、引込み口径についてもこれに合わせ最低口径を $\phi$ 30と定めた。また、50mを超える単独引込みの場合も同様とする。

◆ φ 2 5 0 以上の配水本管から給水の取出しを行ってもよいのか?

説明:「第4章3(給水管の分岐)10」のとおり。

◆自宅建築に伴う引込み工事の際に将来別宅を造る予定があるので、先行して引き込んでお きたいが、可能か?

説明:別途、新設工事申請が必要になります。ただし、上里町開発指導要綱に基づく開発 行為に限り、先行引込みは認められます。

◆申請地に給水を引き込みたいが前面道路に配水管が無く、直近の配水管から布設するとなると膨大な費用が掛かる。土地使用の承諾があれば隣地等を介して布設可能か?

説明:原則としては通常どおり道路を介して布設していただきたいが、やむを得ない場合は「越境を伴う給水管布設の取り扱い」のとおり。

◆上記の条件下にて、隣地の給水装置から道路内又は敷地内での一次側分岐は可能か?

説明:「越境を伴う給水管布設の取り扱い」の条件に加え、分岐引用承諾も併せて必要になります。ただし、敷地内での分岐は給水装置の管理に支障をきたす恐れがあるため 許可できません。

# 5・2 給水計画編

◆福祉施設を計画しているが、引込み口径とメーター口径を教えて下さい。

説明:「第2章6 給水管の口径決定」のとおり。

◆受水槽を設置しなければならない施設等を教えて下さい。

説明:「第2章3・2(受水槽式給水)」のとおり。

◆商業施設内にテナントが入店するので料金を分けたいので便宜上、加入はせずに個別にメ ーターを設置したい。

説明:「第2章7・2 (私設水道メーターの設置基準)」のとおり。

# 5・3 給水加入編

◆現在、母屋で1口分加入しているが、同一敷地内にもう1棟子の家を建てる場合、加入は 必要か?

説明:「親子関係の加入金取扱い」のとおり。

◆親子関係ではないが、母屋(解体予定)で1口加入している分を隣接地(地続き)に建てようとする住宅に使用できるか?

説明:1画地内であれば可能です。ただし、母屋への給水管の切断を必要とします。

#### 【1画地の定義】

原則、1筆を1画地とするが、同一の所有者が有する2筆以上の土地にまたがって一体化利用している場合は1画地とする。ただし、工作物や生垣等で分割され人が行き来できない場合は除く。

◆現在、同一敷地内に2口の加入があり、この内1口分を増径したいが2口分ある加入金分を充当できるか?

説明:「同一敷地内に2口以上の加入金取扱い」のとおり。

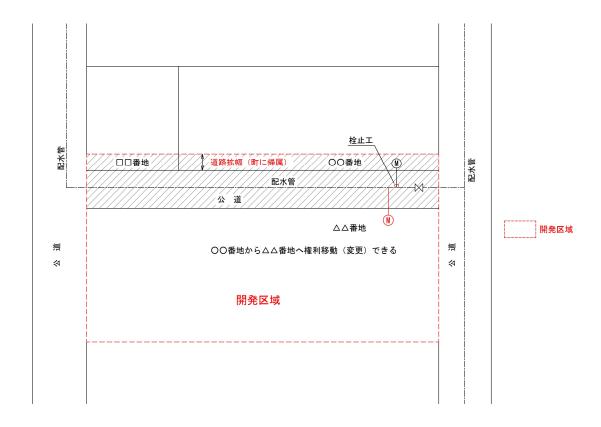
◆建替えに伴い改造申請するにあたり、申込者は誰にすればよいか?

説明:特に決まりはありませんが、台帳上の給水装置所有者と異なる方になる場合は、 給水装置所有者変更届を、改造工事申請と同時に提出して下さい。

# ◆現在ある加入権利を移動できないか?

説明:原則、同じ土地所有者でも道路を跨る土地の権利移動は認められない。ただし、 当該用地が都市計画法第32条協議に基づき町に帰属する場合で且つ、開発区域 内移動であれば認められる。

# 図5-5-4



#### 5・4 給水修繕編

◆水道メーターの手前で漏水しているのですが、町で直して頂けるのでしょうか?

説明:漏水修繕に伴う工事については次のとおりとなります。

上里町上下水道課では、水道メーターまで漏水修繕を行っております。ただし、次のとおりといたします。

- 1. 公道の場合、上下水道課発注による業者にて修繕を行います。ただし、権利管と主張される場合は、個人で指定工事店に依頼してください。
- 2. 宅地内の場合、<u>申請書</u>を受理し、上下水道課発注による業者にて修繕を行います。ただし、権利管と主張される場合は、個人で指定工事店に依頼してください。
- 3 宅地内の場合、舗装・コンクリート・タイル・建物等を壊す場合、復旧はいたしません。復旧は個人負担となります。また、新築・増築等により水道管が建物の下になってしまい、修理が不可能で、切り回しや本管(公道)から新たに取出し変更が必要な場合、個人負担となります。
- 4. 宅地内の場合、植木等を移植あるいは処理する場合の費用は個人負担となります。また、移植した植木等が枯死しても補償はいたしません。
- 5. 水道メーター筐(BOX)の交換が必要な場合、個人負担となります。
- 6. 水道メーター筐の移設、水道メーターまでの水道管の移設は個人負担となります。

# 1~6より上下水道課にて修繕 個人負担 道 路 側 沸 水道メーター 止水栓